

大阪市立鷺洲小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改正

平成27年8月に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」が策定され、令和3年4月に同方針が改正されました。本市の基本方針は、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、被害児童生徒及びその保護者の視点から、救済ルートの確保及び対処ルールの明確化に努めることと、そのための実効性ある具体策が示されています。

鷺洲小学校も、大阪市の基本方針に則り「大阪市立鷺洲小学校いじめ対策基本方針」を示します。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の定義をもとに、本校でも「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「いじめは許さない」という方針のもと、学校の教育活動全体を通して「心豊かな子ども」の育成のために「鷺洲学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組みます。

いじめは子どもの健全な心身の成長にとって見過ごすことのできない悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるなど、部分的にでもいじめられる側の責任であるかのような論理は断じて受け入れることができません。人として絶対に許されない行為であるという指導を徹底して進めます。ただし、許されないのは「いじめ」という行為であることも、ここで強く確認します。

以上の共通認識のもと、未然防止・早期発見・問題解決等に向けて、基本方針を示します。

2 未然防止について

（1）いじめを未然に防止するために

いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも」起こりうる事案です。

そして、誰もが被害者になり、誰もが加害者になりうる、という事実を常に心に置いて、鷺洲小学校に通うすべての子どもをいじめに向かわせないための取り組みを全教職員が連携して進めます。

① わかる授業を実践します

すべての子どもが主体的・対話的に学ぶ授業づくりを通し、「わかる授業」を実践し

ます。すべての子どもが参加し活躍できる学習を進めることで、一人一人が自信をもって発言、行動できるようにし自尊感情を高めます。

② 人権を尊重する教育を推進します

道徳教育を核とした人権教育を推進し、「人としてよりよく生きるための人格の基盤としての道徳性」「豊かな人との関わりと人としての在り方や生き方の自覚を促す道徳性」の育成をめざします。

③ 幅広い人間関係を形成する機会を提供します

人と関わる活動を教育課程に組み込むことで、自分の周りには様々な立場、様々な考え方、様々な状況の人がいることを知り、相手の思いを汲んで、折り合いをつけながら行動する力を育みます。

④ いじめに発展する恐れのある行為の制止

いじめに発展する恐れのある行為を発見した場合は、これを制止し、相手の心情に目を向けさせたり、行為の意味を理解させたりする指導を行うよう努めます。

⑤ 教職員のいじめ問題への対応能力を向上します

鷺洲小学校の教職員が、いじめを見抜く鋭い人権感覚をもち、専門的な知識に基づいた適切な指導が行えるよう、研修の機会を設けます。

（2）いじめを早期に発見するために

いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いている証です。教職員は、認知件数が増えることは、人権感覚が鋭くなつたため、問題発見力がついてきた成果ととらえて指導に当たることとします。

① いじめを発見するために定期的な調査を実施します

いじめの早期発見のため、定期的な調査を実施します。アンケート実施にあたっては、子どもが記入しやすい環境を整えるほか、マンネリ化しないよう心掛け、できる限り正確に実態が把握できるよう努めます。

② いじめを発見したときには、速やかに校長・教頭に報告します

教育活動の中で、いじめを発見した場合、教職員は一人で問題を抱え込まずに、速やかに校長・教頭に報告することとします。

③ いじめを認識した場合は、情報を共有し、組織的対応を進めます

いじめと認識された事案については、学校の教職員全体で状況を共有します。

また、事案の正確な状況把握の方法や、その後の対策について、校長・教頭がリーダ

一シップを発揮しつつ、関係教職員と協議して、速やかに対応するよう努めます。

④ 保護者・地域との連携

いじめの発見は、学校はもとより地域・家庭の協力がなにより必要です。周囲の大人が、子ども達の健全な成長を見守るとともに、いじめの兆候に気付いたときは、速やかに学校に連絡できる関係を築きます。

⑤ いじめにあっている子どもがSOSを発信できる窓口の広報

このほか、いじめにあい、つらい思いを抱えている子どもが、助けを求められるような窓口を告知します。

3 事案発生時の対応について

① いじめに発展するおそれのある行為の制止

いじめの疑いがある行為を発見したときは、直ちにその行為をやめさせます。

② 安全の確保

いじめの疑いがある行為によって子どもの心身に被害が生じるおそれのある場合は、保護者や関係機関と速やかに連携をとり、その安全確保に努めます。

③ 心のケア

いじめの疑いに気付いた場合は、被害を受けている子どもの心のケアに努めます。

④ 事実の確認と判断

いじめの疑いがあることに気付いた場合は、速やかに事実関係の把握に努めるため、聞き取りや調査を行います。また、個々の行為がいじめに当たるかどうかは、被害を受けた子どもの思いに立って判断し、迅速に対応します。

⑤ 被害児童・保護者の思いの受け止め

いじめの被害にあった児童や保護者の声に真摯に耳を傾け、要望や意見を受け止めます。

⑥ 情報の提供と説明

被害にあった子どもや保護者に対して背景や経過等について積極的に情報を提供し、学校の方針について適宜説明を行います。

⑦ 関係機関との連携

いじめ事案の対応に当たって、必要に応じて関係機関と連携し、解決に当たります。

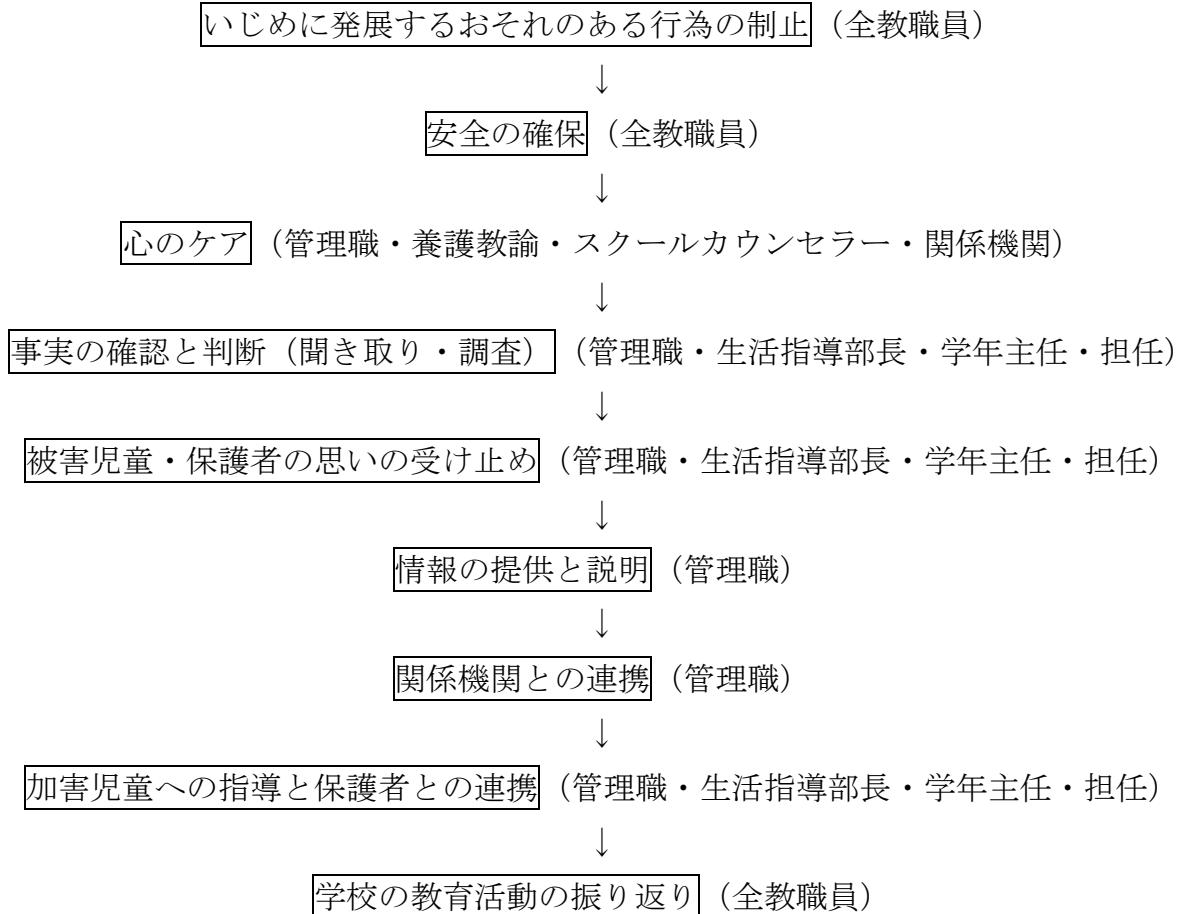
⑧ 加害児童への指導と保護者との連携

加害児童については、その行為に対する指導を行うとともに、再発防止の観点から保護者に対しても助言を行います。

⑨ 学校の教育活動の振り返り

発生した事案をもとに、二度と子どもにつらい思いをさせないとの決意をもって、教育活動を振り返り、改善することとします。

事案発生時の対応



4 いじめ防止推進委員会の設置

いじめ防止を迅速かつ的確に対応していくため、本校内にいじめ防止推進委員会を常置する。校長・教頭・生活指導部長・教務主任・保健主事・養護教諭・学年主任で構成し、校長が委員長として、当該委員会を指揮監督する。

5 校内研修会の推進

いじめ防止推進を迅速かつ的確に対応していくために、毎月いじめ防止推進に資する研修を実施する。本研修会では、気になる子どもについて情報共有することを必ず含むようにする。